

広島県教育委員会会議録

令和 7 年 4 月 2 2 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和7年4月22日（火） 9：30開会

10：08閉会

1 出席者

教 育 長	篠 田 智 志
委 員	細 川 喜 一 郎
	中 村 一 朗
	志 々 田 ま な み
	菅 田 雅 夫
	小 田 原 希 美

2 出席職員

教 育 次 長	江 原 透
管 理 部 長	糸 崎 誠 二
学 び の 変 革 推 進 部 長	阿 部 由 貴 子
乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与	重 森 栄 理
総 務 課 長	永 井 匠
秘 書 広 報 室 長	竹 森 潤 一
文 化 財 課 長	坂 光 秀 和
義 務 教 育 指 導 課 長	松 尾 真 理
高 校 教 育 指 導 課 長	小 野 裕 之
特 別 支 援 教 育 課 長	林 香

教 育 委 員 会 会 議 臨 時 会 日 程

	頁
日程第 1 会議録署名者について	1
日程第 2 第 1 号 議 案 広島県無形民俗文化財の指定について	1
日程第 3 第 2 号 議 案 令和 8 年度に使用する教科用図書の採択基本方針について	3

篠田教育長： それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、中村委員、志々田委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いします。

本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

それでは、本日の議題は全て公開で審議することといたします。

第1号議案 広島県無形民俗文化財の指定について

篠田教育長： それでは、第1号議案、広島県無形民俗文化財の指定について、坂光文化財課長、説明をお願いします。

坂光文化財課長： 令和7年3月24日に広島県文化財保護審議会から答申を受けました広島県無形民俗文化財の指定について御提案いたします。お手元の資料と併せて、添付しております写真も御覧いただきながら御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。熊野地域の筆製作技術を指定することについてでございます。

本無形民俗文化財は、熊野地域で広く伝承されていた、穂首には獣毛、軸には竹や木の自然材を原材料とし、手作業で実用的な筆を製作する伝統的な技術でございます。熊野の筆作りは、江戸時代末期から始まったと伝わり、近代以降、毛筆の需要の高まりを背景に、生産量を飛躍的に拡大し、地域住民の主要な生業として発展いたしました。

資料の2ページを御覧ください。筆の製作は、下仕事、台仕事、仕上げの順に、写真のように大きく12の工程に分けられます。この工程は、昔から変わらず、全て職人の熟練の手作業で行われております。2、台仕事の6－1の盆混ぜは、多量の毛を効率よく混ぜる技法であり、こういった手法を用いることで筆の大量生産を可能とした熊野地域の筆作りの大きな特徴でございます。

3ページを御覧ください。上の段には、筆の穂首に使用される鹿やタヌキなどの主な獣毛を掲載しております。また、下段には、筆製作に使用する道具を掲載しております。職人が昔から変わらず使用する手仕事の道具でございます。

1ページにお戻りください。熊野では多量の筆の需要に応えるため、盆混ぜのほか、問屋制家内工業のもと、工程ごとに分業で生産する方式を確立し、生産効率の向上が図られました。職人の家庭内や地域の中で筆製作の技術が地域全体に幅広く伝承された点や、主要な生産者として女性も参加している点も熊野の筆製作の特色でございます。このように、熊野で伝統的に受け継がれてきた技術、技法や原材料で製作される筆は、昭和50年に経済産業省により国の伝統的工芸品、熊野筆に指定されております。現在、毛筆製作において、長年の経験と高い技術を有する伝統工芸士からなる熊野筆伝統工芸士会を中心として、認定制度による後継者育成や筆の里工房などの製作実演などを通じて、伝統技術の保存、継承に向けた取組が進められております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明対しまして、御質問又は御意見がありましたら、お願いいたします。

志々田委員： 御説明ありがとうございます。県内でもとても有名な主要産業の一つですし、よいことだと思うんですけども、目に見えない無形の民俗文化なので、人というところが重要になってくるかと思います。今回のこの指定に当たって、熊野筆伝統工芸士会さんが中心となって後継者や技術の伝承ということも守っておられるとお聞きしたんですけども、この熊野筆伝統工芸士会さんというのは、どれぐらいの規模の団体で、どんな方たちが主に参加されていたりする団体なのでしょうか。

坂光文化財課長： 伝統工芸士会には11名が所属しておりまして、7年前は20名いらっしゃいました。筆司の中では、12年以上の経験を有する人の中から試験を受けて認定されているところでございます。

志々田委員： 産業が続いていくということは、人材がそこにいるということがとても重要で、お聞きしたら人数も減っているようですので、是非今回の指定を受けて、この産業に興味を

持ってもらったり、誇りに思いながら働いてくれる人材を広島県としては育てていくことが大事ななと思いました。ありがとうございました。

中 村 委 員： 御説明ありがとうございました。熊野筆の生産上の特色とか、改めて勉強になりました。それで、志々田委員もおっしゃいましたように、これからこの技術の保存、継承、それから、県の無形民俗文化財の指定によって、更に取組が進んでいけばいいというふうに思います。

その上で、この筆が更に消費者の方々にも評価してもらえることにつながればいいなと思うんですが、今日のこの資料は、主として毛筆というか、書道に使う筆だと思うんですが、熊野筆といえば、化粧筆が最近ではいろいろ評価もされていると思うんですが、今回の指定は、用途というんでしょうか、いわゆる化粧筆みたいなものも対象になってくるのでしょうか。

坂光文化財課長： 対象としては毛筆の筆ということでございます。化粧筆は少し違ってくるんですけど、今回の指定につきましては、民俗文化財ということで、地域の風土や生活の中で生まれて、地域で育まれてきた産業ということで、筆の製作技術を指定しております。そういった中で、経済産業省の伝統工芸品にもありますように、毛筆が主に伝統を引き継いだものとして製作されていますので、対象としては毛筆が対象ということになっております。

中 村 委 員： 化粧筆は、もうそもそも作り方というか、ここに書いてられる特徴を備えた作り方ではないということになるんですか。

坂光文化財課長： 化粧筆もこの伝統の製作工程から応用されて、発展してきたものでございまして、若干仕上げのところが、軸でありますとか、伝統のものとは少し違う部分がございます。今後更にまた追加というようなことも将来的にはあるかと思えます。

菅 田 委 員： 毛筆に限るということなのですが、例えば日本画とか、それから、陶器の絵付けとか、細かいやつだと、ネズミの毛とかが使われてるというふうに聞いているんですが、そちらは対象外になりますか。

坂光文化財課長： 画筆でありまして、例えば日本画用の金属軸を用いてない筆などは、戦前から伝統的に行われてきた製作と同様な形で製作されていますので、そこは指定範囲になっております。

小 田 原 委 員： 御説明ありがとうございました。既に国の伝統工芸品には指定されているということで、更に県で無形文化財に指定すると、具体的にどのようなになるのか、こういった効果があるのかということをお教えください。

坂光文化財課長： 今回の指定は、県の文化財の指定ということでございまして、文化財として公的に県として認知していくというものと、保護に向けて支援をしていくというものになるんですけど、先ほどの経済産業省の伝統工芸品につきましては、伝統的な工芸品を指定して、産業を振興していくという、そういった指定になります。

細 川 委 員： 御説明ありがとうございました。私の地元の鵜飼の伝承の指定の折も、地元の人が大変喜ばれて、何とか伝統技術を継承していこうということで、ずっと頑張ってくれているんですけども、熊野筆の伝統工芸士会さんも、同じようなお気持ちでいらっしゃるんじゃないかなというふうに推察させていただきます。また、伝統工芸ですから、やはり継いでいく、伝えていくというのもすごく重要になるんだと思うんですが、工程が非常にたくさんございまして、分業でそれをされることもありましょし、一人の方が全工程をされる方もいらっしゃいましょし、そういう意味では、この下から2行目に書いてございます認定制度による後継者育成というところが、具体的にはどのようなものなんでしょうか。

坂光文化財課長： 認定につきましては、伝統工芸士会のほうで、12年以上の経験を有する人から試験を受けて認定するというようになっておりまして、今、試験の内容とかというのは、すみませんが手元にはないんですが、まず、伝統工芸士会によりまして、技術研修会を開催しておりますので、まず、そちらで定期的に研修会を実施しておりますので、そういった研修を受けてもらう方から試験を受けてということになると思います。

細 川 委 員： 工程が複雑ですと、やはり関わられる方もたくさん必要になってきましょし、12年という年数、かなりの長い年数だと思うんですが、指定を元に、ますます携わりたいという方が増えればいいなというふうに思っておるところです。私の地元ですと、やはり家族の方が伝承するケースが結構見受けられるんですけども、こういう認定制度によるということは、熊野の地元の方以外でも、志がある方といいましょし、やろうという意思をお持ちの方が熊野においでになって、そこで技術を身につけるといいうふうに理解

してよろしゅうございますか。

坂光文化財課長： そういったこともあろうかと思います。現在、熊野町では、人口約2万人余りなんですけど、約2,000人から2,500人の方が携わられておられまして、委員のおっしゃられたように、職人の家庭内や、そういった方々もしっかり参加されているというところで、地域を挙げて、町も含めて、県もしっかり支援して、後継者の育成に努めて参りたいと考えております。

細川委員： 大変そういう幅広い方がおいでになって、また技術を身につけられているということで、文化財指定がいいきっかけだなというふうに思うんですけども、最後に、学校教育についても、熊野筆さんは非常にいろいろ御尽力いただいていると思うんですが、例えば、この指定を受けてとか、又は、指定を受けられる前からも、どのような関わり方をされてきたんでしょうか。

坂光文化財課長： 今回の熊野筆の製作技術の成り立ちの中では、特に教育活動で毛筆の授業が取り入れられたというところで、そういったところに対応するために大量に生産できる技術をつくり上げてきたというところもございます。伝統工芸士会のほうでは、小学生を対象とした学習や学校でのイベント等をされておりまして、そういったところの普及活動も含めて、町ではしっかり取り組まれているところでございます。

細川委員： ありがとうございます。前、ちょっとお聞きしたのは、熊野町立の学校のみでなく、県立の学校も含めて、一部、特別支援学校も熊野筆の勉強をされたとか、いろいろお聞きしております。そういう意味では、もっともっと輪を広げていただいて、学校教育のほうにも御尽力いただくように、これからもよろしくお願いしたいというふうに思います。以上です。

篠田教育長： ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

様々御意見いただきましたけども、文化財指定は、文化的な価値をしっかりと認めて、その技の価値をしっかりと指定することになりますので、委員各位から御意見ありましたけども、しっかり継承して、また様々な世代で使い続けて継承されて、また保存、継承のための連携も、地元自治体と連携いただければと思っております。

では、以上で本件の審議を終わります。

それでは、採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： ありがとうございます。

全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

第2号議案 令和8年度に使用する教科用図書の採択基本方針について

篠田教育長： それでは、引き続きまして、第2号議案、令和8年度に使用する教科用図書の採択基本方針について、松尾義務教育指導課長説明をお願いします。

松尾義務教育指導課長： 令和8年度に使用する教科用図書の採択基本方針について提案いたします。

この教科用図書の採択基本方針につきましては、4月18日金曜日に行われました第1回教科用図書選定審議会から答申を受け、提案するものであり、「1提案の要旨」にお示ししておりますように、教科用図書の適正な採択を行うためのものでございます。

(1)は、県立学校で使用する教科用図書の採択の基本方針でございます。(2)は、義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針でございます。この採択基本方針は、採択権者である市町教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長に対して、適切な指導、助言又は援助を行うためのものでございます。

なお、参考資料といたしまして、7ページに「教科用図書の採択について」、8ページに義務教育諸学校の「教科用図書の検定・採択の周期」及び「基本的な採択の仕組み」、9ページに「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書、いわゆる一般図書について」、以降、一般図書と言わせていただきます。10ページに「令和7年度教科用図書採択日程」を添付しております。

それでは、初めに、令和8年度に県立学校で使用する教科用図書の採択基本方針につ

いて御説明いたします。

1 ページの別紙 1 を御覧ください。「1 採択基本方針」についてでございます。

「(1) 採択の基本」については、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本県の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択することとしております。

「(2) 適正かつ公正な採択の確保」につきましては、国の通知を受け、「ア教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の判断と責任において、採択における適正、公正を期すこと。」「イ特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにすること。」としております。

「(3) 開かれた採択の推進」につきましては、採択結果及び採択理由について、これまでどおり、採択後、遅滞なく公表することとしております。また、教科用図書の研究のための資料や教育委員会会議の議事録についても、公表に努めることとしております。その他、開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表についても検討することとしております。

次に、「2 選定上の留意事項」についてでございます。留意事項は 3 点でございます。

1 点目、(1) において、各学校が教科書選定会議等を設置し、県教育委員会が作成した選定資料を参考に十分な調査研究に基づいて選定することとしております。

2 点目、(2) において、いわゆる一般図書について、教育目標の達成上、教科の主たる教材として適切なものを選定することとしております。

3 点目、(3) において、特別支援学校の小・中学部で使用する教科用図書のうち、いわゆる一般図書については、この後御説明いたします「令和 8 年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」の「2 方法、組織及び手続」の関係部分に準じて行うこととしております。

続きまして、令和 8 年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針について御説明いたします。2 ページの別紙 2 を御覧ください。

「1 (1) 採択の基本」では、県立学校の基本方針と同様に、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本県の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択することとしております。さらに、採択権者においては、一般図書について、ア～エの採択の観点に基づき、県教育委員会が作成する選定資料を活用して、十分な調査研究を行うよう求めています。

「(2) 適正かつ公正な採択の確保」、また、「(3) 開かれた採択の推進」につきましては、県立学校の基本方針と同様に、「特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにすること。」や、「採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表すること。」などとしております。

次に、「2 方法、組織及び手続」を御覧ください。採択権者が適切な採択を行うための方法等についてお示ししてございます。

「(1) 小・中学校用教科書」につきましては、原則、令和 6 年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないと示しております。

「(2) 学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書」につきましては、次のページ、下のイにございますように、各学校で教科書選定会議等を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を採択権者に提出することとしております。

ここで御審議いただきました基本方針は、この後、それぞれの機関に通知し、これを受けて、各機関では本格的な採択事務が始まることとなります。選定審議会は、先日行いました第 1 回を含め、計 3 回開催し、教育委員会会議では、進捗状況や結果の報告など、随時行って参ります。

説明については以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたら、お願いいたします。

志々田委員： 聞いてて急に気になったんですけど、採択権者というのは誰になるんですか。

松尾義務教育指導課長： 市町立の学校につきましては、各市町教育委員会になります。県立学校につきましては、県教育委員会となります。国立及び私立の学校につきましては、各学校長となっております。

志々田委員： よく分かりました。ありがとうございます。もう一つ、今年もそうだと思うんですけど、一般図書の採択、毎年、最終的に採択に上がってくる本というのは、おなじみのよく使われている本というのがずっと使われているように感じます。見ると、割と古いものもあって、新しいものがないとは限らないんですけども、毎年、いろいろな工夫

を凝らされた本がたくさん市販されてくると、をされる先生方が、広く新しいものに触れる機会があるのかどうかというところも、この採択にとってはとても大事になるのかなと思います。いわゆる一般的にいつも使ってるよねという本がそのまま上がってくるのであれば、せっかくこれだけの手順を踏んで採択していくのにもったいないと思うので、例えば県立図書館であるとか、専門家の中の面白い本とか、様々な本を御紹介いただいたりだとか、触れて、実際に見てみるような機会とか、そんなことがあったりするんじゃないでしょうか。

林特別支援教育課長： 特別支援学校においては、子供たちの障害の実態等に合わせて、教科書を選定して参ります。その中で、各学校の先生方は、様々な本に触れ、児童生徒によりよい本を選定していくわけですが、一般図書を選ぶ際には、一般図書契約予定一覧を参考にして、先生方は教科書を選定することが多いと思っております。県教育委員会といたしましては、学校から様々な希望が上がってきた中から、需要数が多い図書を上位10冊を上限として、毎年調査研究をしております。そうしたことを参考にされながら、先生方も教科書を選定しておられます。以上でございます。

志々田委員： ありがとうございます。よく分かりました。よいものに触れていただく、先生方に、これを使ってみたいと思っていただくことが、授業の工夫や子供たちにとってよりよい教科用図書の採択につながると思いますので、是非とも、10冊と言わず、予算の限りがあるとは思いますが、なるべく面白そうだなという本を先生たちに手に取っていただくような予算編成ができるといいなと思いました。以上です。

中村委員： 義務教育諸学校の採択基本方針の資料の2ページの「2方法、組織及び手続」のところに書いてある、小・中学校用教科書のところなんですけど、令和7年度の教科書採択については、令和6年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないということなんですけど、これは、検定があって、採択がされてという、その後は、次の検定・採択までは、基本、同じものを使い続けましょうという方針ということですか。

松尾義務教育指導課長： おっしゃるとおりでございます。小・中学校用の検定教科書につきましては、4年間同一のものを使用することが定められておりますので、原則、同一のものを採択するという事をお示ししております。

中村委員： 最初に採択するときは、もう4年使うという前提でしっかり調査して採択するという事、そういうルールですね。

松尾義務教育指導課長： はい。

中村委員： 分かりました。ありがとうございます。

志々田委員： 採択をするときにいろいろ調査するというのは、すごくよく分かるし、手順もお聞きしてきたんですけど、使った後どうだったか、4年間使ってみてどうだったかという、そういうフィードバックというか、総括をする機会というのは設けられていたりするんじゃないでしょうか。

松尾義務教育指導課長： 教科用図書選定審議会において、委員の皆様に採択に関わる御審議をいただくのですが、その中に、1号委員といたしまして、学校の先生がおられます。ですから、審議会の場で、4年間使用したことも踏まえながら、御意見をいただいているというふうに考えております。

細川委員： 御説明ありがとうございました。本日は、令和8年度に使用する教科用図書の採択基本方針について、御提案いただいていると思うんですけども、この採択基本方針、この今お示しいただいた方針で、例えば昨年とか、一昨年とかと変わったところがあるんじゃないでしょうか。

松尾義務教育指導課長： 昨年度は、中学校用教科書の採択替えの年度でありましたことから、今年度、記載しております学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書の採択の内容に加えて、そういった中学校の教科書採択に関わる内容を記載していたところでございます。今年度は、そういった記載を省いて、先ほど御指摘をいただきましたように、6年度に採択したものと同一の教科書を採択するという旨を示しております。

細川委員： ありがとうございます。記載があるとか、ないとかということであって、内容的に変わったということはないということですか。

松尾義務教育指導課長： 内容的に変更はございません。

細川委員： 分かりました。

中村委員： 適正かつ公正な採択については、ここに書いてあるとおりでと思うんですけど、さっきの説明を聞いてて思ったのは、よりよい教科書を作っていこうとすれば、教科書を作成する段階で、今までの教科書を使ってみての感想とか、要望とか、反省とかを、現教員

から聞き取って、それを生かすというのはすごい大事なことだと思うんですが、その過程で、何か今まででも何かそんな不祥事があったような、なかったような気がするんですが、その現職教員の貴重な意見を聴取する段階で、何かよくないことが起きかねないということは、民間なら普通にあり得ることなので、あってはならないことが起こりえるような気がちょっとしたんですけれど、そういうのはもう各自治体というか、都道府県、市町村教委とは関係のないところ、国の検定を受ける教科書の世界ですから、あまりその辺は県教委としてもタッチしない部分という理解で合ってますか。

松尾義務教育指導課長： おっしゃるとおり、よりよい教科書を作ろうと思ったら、現場の先生方の御意見は、各教科書発行社が聴取しているのではないかと思います。ただ、教科書の採択事務に関わる過程において、たびたび通知もしておりますし、教科書の担当者会を経て、市町教育委員会の方々にも利害関係を有する者を、そういった事務に選任しないようにということをお伝えしている中で、今御心配いただいたような実態はないと思っております。

中 村 委 員： 分かりました。ありがとうございます。

菅 田 委 員： 先ほど教科書の選定、4年周期という、これは、やっぱり国の採択のスケジュールとの関係なのか、あと、全国一律に4年に一度になっているのでしょうか。

松尾義務教育指導課長： 教科書の採択の期間につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条に明確に、いわゆる一般図書を除くものは4年とすると示されておりまして、そちらに基づいて、全国同じようにしております。

細 川 委 員： 関連なんですけど、4年間使うとなると、教科書の内容が途中で改善されたり、例えばQRコードがなかったものが、つけたいとか、改訂されるというようなことはあるんですか。例えば同じ会社の教科書を4年間使うんだけど、去年はQRコードついてなかったけど、今年はついてるとかいうことはないんですか。

松尾義務教育指導課長： そういったことはないと思っております。

細 川 委 員： ないんですね。

松尾義務教育指導課長： はい。

菅 田 委 員： 更に関連なんですけど、学説が変わったりするケースがあるんですけども、それはもう教員が、教科書はこうですけども、最新の研究ではこうですよという口頭説明ということになるのでしょうか。

松尾義務教育指導課長： いわゆる科学分野などは、そういったことも起こり得るかもしれませんが、もし教科書の記載内容と事実が異なっていれば、当然、教員が口頭で説明していると考えております。

篠田教育長： よろしいですか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(10:38)